

川崎都市計画都市高速鉄道 第1号川崎縦貫高速鉄道線 新百合ヶ丘～元住吉間建設事業に係る環境影響評価方法書の概要

I 都市計画決定権者の名称等

1 都市計画決定権者の名称

川崎市長 阿部孝夫

2 事業者の名称等

○事業者の名称：川崎市

○代表者の氏名：川崎市長 阿部孝夫

○主たる事務所の所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

II 都市計画対象事業の目的及び内容

1 都市計画対象事業の目的等

○事業の名称：川崎都市計画都市高速鉄道 第1号川崎縦貫高速鉄道線
新百合ヶ丘～元住吉間 建設事業

○事業の目的：川崎市のまちづくりの基本方針である多核ネットワーク型の都市形成と業務核都市としての自立性の確保に資するとともに、麻生区、宮前区、中原区に広く分布する鉄道不便地域を可能な限り解消し、市民の鉄道アクセスの改善を図るとともに、JR南武線の既存路線の混雑緩和に加え、自動車交通から鉄道への利用転換を促す。

2 都市計画対象事業の内容

○対象事業の種類：普通鉄道の建設

○対象事業の位置：起点 川崎市麻生区上麻生

又は実施区域 終点 川崎市中原区木月

主な経過地 川崎市多摩区長沢、宮前区宮前平、高津区明津

○建設延長：約15.5km

○単線複線の別：複線

○動力：電気（直流1,500ボルト、架空線方式）

○最高速度：90km/h

○構造：全線地下構造（車両基地：概ね5ha、上部覆土の地下2層構造）
（軌道面の深さ：約G.L.-15～-67m）

III 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

○大気質：計画路線周辺の測定局の結果によれば、二酸化硫黄、一酸化炭素、ベンゼン等は全ての測定局で環境基準に適合しているが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は一部の測定局で、光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準に適合していない。

○騒音：川崎市域における環境騒音は、昼間は高津区、夜間は宮前区で環境基準の適合率が低くなっている。また、計画路線周辺の道路交通騒音は、昼間、夜間ともに環境基準に適合しているのは横浜市青葉区のみである。

○振動：計画路線周辺の道路交通振動は、昼間が48～52dB、夜間が47～48dBである。

○地形：計画路線周辺は、多摩丘陵や下末吉台地が主な地形であり、中原区と高津区の一部で多摩川流域の沖積低地であるが、大部分が住宅開発などにより地形改変されている。

○地質：新第三紀層～第四紀層である上総層群を基盤として、相模層群、関東ローム層等の堆積があり、その後沖積層が堆積している。

○人と自然の触れ合いの活動の場：計画路線周辺には生田緑地、菅生緑地や、野川ふれあいの森等が設置されている。

○土地利用の状況：計画路線周辺は大部分が住宅用地であり、その他に生田緑地・川崎国際生田緑地ゴルフ場のオープンスペース、浄水場や卸売市場などの供給処理施設用地等が見られる。

○用途地域：計画路線周辺は都市計画区域に指定されており、一部を除き市街化区域である。また、用途地域別に見ると、麻生区から多摩区西部にかけて及び横浜市青葉区では第一種低層住居専用地域が大部分を占め、宮前区から中原区にかけては第一種中高層住居専用地域が多く、主要道路沿道は準住居地域や近隣商業地域となっている。

○交通の状況：昼間12時間交通量は、計画路線周辺の主要な道路である尻手黒川線で約13,000～29,000台程度となっている。

IV 都市計画対象事業に係る環境影響評価項目の選定

1 評価項目の選定

○環境影響評価方法書で選定した評価項目：9項目（大気環境（大気質、騒音、振動）、水環境（水質、地下水）、土壌に係る環境その他の環境（地盤沈下、土壌汚染）、動物、植物、生態系、景観、人と自然の触れ合い活動の場、廃棄物等）

2 評価項目（環境要素の区分）と行為内容の関係

評価項目（環境要素の区分）と行為内容の関係

環境要素の区分			行為内容
大気環境	大気質	粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働 ・資材等運搬用車両の運行
		二酸化窒素	
		浮遊粒子状物質	
	騒音・振動	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働 ・資材等運搬用車両の運行
		振動	
	水環境	水質	水の濁り
地下水		地下水の水質及び水位	<ul style="list-style-type: none"> ・切土工又は既存工作物の除去 ・鉄道施設（地下式）の存在
土壌に係る環境 その他の環境	地盤	地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・切土工又は既存工作物の除去
	その他の環境要素	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・切土工又は既存工作物の除去

動物	重要な種及び注目すべき生息地	・切土工又は既存工作物の除去・鉄道施設（車両基地）の存在
植物	重要な種及び群落	・切土工又は既存工作物の除去 ・鉄道施設（車両基地）の存在
生態系	地域を特徴づける生態系	・切土工又は既存工作物の除去 ・鉄道施設（車両基地）の存在
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	・鉄道施設（車両基地）の存在
人と自然との触れあいの場	主要な人と自然との触れあいの場	・鉄道施設（車両基地）の存在
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	・切土工又は既存工作物の除去
計9項目		

※なお、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づき、「緑（質及び量等）」、「地域交通（混雑、安全）」、「歴史的文化的遺産」が評価項目に選定されている。